

(1頁目に糊付けされた付箋)

こんち大おつは
 為得の製造
 思ふ
 西見別道(死)し
 了了
 了了

極秘

アジア局長

審議官

北東アジア課長

置について

昭和 7. 22.

北東アジア課

韓国側は再び

に在日韓国人の

南鮮帰還に関連して「補償金」の如きものを支拂うよう

主張するものと見えた。しかし、財産請求権内題は

(1) 交渉が極めて困難かつ長期化する可能性が強い。

(2) 韓国との間にこの内題を解決した場合、北鮮への



1791

アジア局長 附
昭和 7. 25
局長附

問題が発生する。(一) 国内的には旧財産権者補償向

題を惹起する。この理由で早急な解決は不適当で

あり、むしろ一種の「柵上げ」とする方が適当である。

また在日韓国人の南鮮帰還に伴い、補償金の支拂

要求に応ずべき筋合はない。他方、日韓会談を

早急に妥協するためには、韓国側に対して何らかの

協力が必要

経済援助を行うことが不可避であり、また我が国に

とつても過去の補償のことではなしに、韓国の

将来の経済及び社会福祉に寄與するという趣旨で

協力が必要

ならばかかる経済援助を行う意義ありと認められる。

(米国の対韓経済援助と相俟って、韓国が

(イ) ヒルマ、フィリピン、インドネシア、⁷ ヴェトナムに對する

賠償

(ロ) ラオス、カンボジアに對する 経済技術協力

(この二国は 対日賠償請求権を放棄したので、日本

側はこれに代えて 経済技術協力を 行うこととしたもの)

(2) 有償のもの (経済協力部所管)

(我が国で通常言っている 経済協力はこれに属する)

に分かれる。

~~韓国~~ 日交正常化後

特別の

今後 韓国に對して 行われるとする 経済協力は 無償

の建前なので、上記(1)(ロ)に類似したものになると思

われる。 ~~また~~ 上記(1)の 賠償 及び 無償 経済協力

のための予算は、すべて、賠償等特殊債務処理特別

会計に計上されており、^{受益国}~~請求国~~は、契約の当事者として

物資を供給し、^事債務に従~~事~~対日本国民に対して、日本

政府よりの支拂に基いて、代金を支拂う建前になつて

いる。

よって、今後の措置としては、日韓会談に臨む日本

側基本方針の決定の過程において、及び、明年度

予算編成の過程において、大蔵省側に上記の

趣旨を篤と説明し、理財局外債課（賠償等特殊

会計の所管課）をして、所要の措置をとらしたよう

働きかけすべきものと思われよう。

対韓経済協力関係の整理・枠内決定内化には
解任に際し 具体的

3. 対韓経済協力事務費のための予算措置

ラオス、カンボジアに対する経済技術協力のための

事務費に準じて、^(お訪者として) ~~目下当課にて~~ ^(まだ必要がある) 準備中であり、^{(主に}

日韓合同委員会のための経費と見込)

なお、これとは別に、日本側の学術・経済界の識者

より成り、^(研究会) 日韓経済協力懇談会のための経費、京城

での打合せのための外国出張旅費も ^(は当課にかいて) 計上する予定で

あり。

4. 通常の経済協力及び技術協力のための予算措置

① 尚、口交正常化迄の間に ^(おいて) ~~は~~ 対韓投資、融資による

^(手帳の) 経済協力及び技術協力が成り、今年度後半の至半年

必要と ^(実現する) なるかも知れず、その場合には、

お訪者の技術協力関係予算及び大抵者の財政 外務省
投融資関係予算 乃至予備費に付いて、措置を必要とする。

(6頁目に糊付けされた付箋)

対韓経済協力内閣の算、俾斯麦定同地では
前記に照り 具係的

経済協力及び技術協力が、或は今年度後半に
 必要と
 交りにあつて、~~実現する~~ なるかも知れず、その場合には、
 外務省
 外務省の技術協力関係予算及び大蔵省の財政
 技術投資関係予算、乃至予備費に於て、措置を必要とする。

多助 白隔

のため

よかあ
了(主に)

界の識者

京城

予定で

521253